

【表紙】	
【提出書類】	外国会社半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年9月29日
【中間会計期間】	自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日
【会社名】	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
【代表者の役職氏名】	グループ財務担当取締役 (Group Finance Director) トゥーシャー・モーザリア (Tushar Morzaria)
【本店の所在の場所】	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神田 英一
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 芦澤 千尋
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6632-6600
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

注

本書（補足書類も含む。以下同じ。）中の「パークレイズ」、「Barclays」、「当グループ」又は「Group」は、パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社を表し、「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」、「Barclays Bank PLC Group」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその子会社を表す。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2017年6月30日に終了した6ヵ月間の数値と2016年6月30日に終了した6ヵ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2017年6月30日現在の数値と2016年12月31日及び2016年6月30日現在の比較数値を記載している。「£m」及び「£bn」はそれぞれ百万ポンド及び十億ポンド、「\$m」及び「\$bn」はそれぞれ百万米ドル及び十億米ドル、「€m」及び「€bn」はそれぞれ百万ユーロ及び十億ユーロを表す。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかある。報告数値はある一時点での最善の見積り及び判断を反映したものである。

本書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針又は国際財務報告基準（IFRS）で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/resultsから確認できる。

本書中の2017年7月27日付で取締役会に承認された情報は、2006年英国会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではない。2016年12月31日終了事業年度の法定財務書類には、米国証券取引所（SEC）に提出されたパークレイズ・ピーエルシー及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fによる合同年次報告書に関して要求される特定の情報並びに2006年英国会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書（2006年英国会社法第498条に基づく指摘はされていない。）が含まれる。当該財務書類は、2006年英国会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されている。

これらの業績は、SECに様式6-Kとして提出され、様式6-Kのコピーはパークレイズの本国ウェブサイトのInvestor Relations、home.barclays/results及びSECのウェブサイトwww.sec.govからも入手可能となる。

パークレイズは債券発行市場において頻りに債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家と会っている。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存である。

非IFRSパフォーマンス指標

パークレイズの経営陣は、本書に記載されている非IFRSパフォーマンス指標は、財務書類の読者が各期間の事業業績の比較のためのより整合性の高いベースを特定することが可能となることから読者に対して価値ある情報を提供しており、また、各事業部門の責任者にとって最も直接的に影響を及ぼすことが可能である、又は、当グループの評価に関連するパフォーマンスの構成要素に関する詳細も提供していると考えている。当該指標はまた、オペレーティング目標を明確化し、パークレイズの経営陣が業績をモニターする方法における重要な側面を反映している。ただし、本書中の非IFRSパフォーマンス指標はIFRS指標に代わるものではなく、読者はIFRS指標についても考慮すべきであ

る。本書に記載されている非IFRSパフォーマンス指標の詳細情報、調整及び計算、並びに最も直接的に比較可能なIFRS指標については補足書類(1)の「Appendix: 非IFRSパフォーマンス指標」又は「決算報告書」の110ページから114ページを参照のこと。

将来に関する記述

補足書類(1)には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)及び1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれている。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績若しくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性があるため、読者は注意されたい。これらの将来に関する記述は、過去又は現在の事実のみに関連するものではないという特徴がある。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、又は他の同様の意味をもつ表現を使用することがある。将来に関する記述の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、特記事項、事業戦略、構造改革、資本、レバレッジ及びその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向及び予定される支払戦略を含む)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用又は費用削減、グループ・ストラテジー・アップデートに関連する当初及び修正後のコミットメント及び目標、パークレイズ・ノンコアにおける資産及び事業の縮小、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対する当グループ持分の売却若しくは規制上の非連結化による影響、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画及び目標、予定従業員数に関する、又は関連する記述又はガイダンス、並びに過去の事実ではないその他の記述等がある。将来に関する記述は、将来の事象及び状況に関連するものであるため、その性質上、リスク及び不確実性を伴う。将来の事象及び状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準及び解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈及び適用に関して進展する実務、現在及び将来の法的手続並びに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、将来における特記事項の水準、政府及び規制当局の方針及び行動、地政学的リスク並びに競争の影響によって左右される可能性がある。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがある。かかる要因としては、過去、現在及び将来の期間に適用される自己資本、レバレッジ及びその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含む)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏及び全世界のマクロ経済及び景気、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利及び外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体又は当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1カ国若しくは複数の国がユーロ圏を離脱する可能性、英国によるリスボン条約第50条行使の影響及びEUからの英国の離脱により起こりうる英国内及び世界的な混乱、並びに将来の事業買収、売却及びその他の戦略的な取引の成功が挙げられる。これらの様々な影響及び要因は、当グループの制御が及ばないものである。従って、当グループの実際の将来の業績、配当の支払い、並びに自己資本及びレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込み及び利益予想とは大きく異なる可能性がある。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスク及び要因は、当グループのSECへの提出物(当グループの2016年12月31日終了事業年度の様式20-Fによる年次報告書を含むが、これに限らない。)に記載されており、SECのウェブサイトwww.sec.govから確認できる。

適用ある法令により必要となる場合以外には、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、又はそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負わない。

【本文】

本文は「提出本文書（英語）」を御覧下さい。